令和８年度愛媛地方最低賃金審議会
第３回愛媛県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金専門部会議事要旨

開催日時	令和８年 10 月 23 日（金）午前９時 55 分～午後０時 15 分		
場所	愛媛労働局会議室		
出席状況	公益代表委員	出席　３名	定数　３名
	労働者代表委員	出席　３名	定数　３名
	使用者代表委員	出席　３名	定数　３名
主要議題	１　金額審議 ２　その他		

議事要旨

本会議は≪~~公開~~・非公開≫

１　金額審議

第２回専門部会における労使双方の金額提示を受け、部会長から労使委員に対し、更なる歩み寄りを促した。

（１）労働者側の主張（２回目）

地域別最低賃金の大幅な引き上げにより、特定最低賃金の優位性が縮小していることに強い危機感を持っているが、使用者側から示された中小・零細企業の厳しい経営状況について一定の理解を共有できたことに加え、来年度以降も継続して特定最低賃金に関する審議ができる環境を維持する必要があることから、影響率のレンジを考慮して、44 円引き上げた 1,180 円（引上げ率 3.87％）を提示

（２）使用者側の主張（２回目）

最低賃金近傍で働く労働者の賃金改善は重要だが、中位数を見ると、それ以上に重要な経験者の賃金改善が進んでいない状況であることから、今後は、中小・零細企業の労働者の賃金や支払能力に関する更に詳細なデータに基づく議論が必要であり、地域別最低賃金とリンクして特定最低賃金を引き上げる時代ではないとして、１円引き上げた 1,137 円（引上げ率 0.09％）を提示

（３）労働者側の主張（３回目、最終提示）

結審に向けた歩み寄りとして、２円引き上げた 1,138 円（引上げ率 0.18％）を提示

（４）使用者側の主張（３回目、最終提示）

結審に向けた歩み寄りとして、２円引き上げた 1,138 円（引上げ率 0.18％）を提示

（５）答申

金額の合意（時間額 1,138 円、引上げ額２円、引上げ率 0.18％）に至ったことから、最低賃金審議会令第６条第５項を適用し、本専門部会の決議をもって、愛媛地方最低賃金審議会の決議とし、愛媛地方最低賃金審議会会長から局長あての答申文を、部会長から労働基準部長へ手交した。

この結果については、専門部会報告書を作成し、会長あて報告を行うこととした。

２　その他

事務局から、今後の審議日程について説明を行った。

以上